

保護者の皆様

徳島県立阿南支援学校長 中内 貴文

学校における感染防止対策～「新しい生活様式」～について（お知らせ）

仲秋の候、保護者の皆様には、ますますご清祥のことと存じます。保護者の皆様には、これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について、ご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、学校の教育活動も後半を迎えます。県内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。こうした中でも、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障した上で、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で教育活動を継続していく必要があります。「新しい生活様式」を心がけることで、児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう、文部科学省のガイドライン改訂を受けて、本校としてのガイドラインを改訂いたしました。保護者の皆様にご協力をお願いすることもあります。児童生徒・教職員ともに学校でクラスターを起こさないために進めて参りますので、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

学校における感染症防止対策(改訂版)

徳島県立阿南支援学校

(1)学校における感染防止対策

①手洗いの励行

- ・流水と石けんでの手洗いを行う。（登校後、給食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、掃除の後、共用の教材・教具、情報機器を触る前後など）

②換気の徹底

- ・入り口や窓を閉め切らず、絶えず換気できるようにしておく。空調使用時は、休み時間ごとに2方向の窓を同時に開放し換気する。

③マスクの着用

- ・勤務中、教職員はマスクを着用する。
- ・児童生徒は身体的距離が十分にとれない場合はマスクを着用する。ただし次の場合はマスク着用の必要はない。
 - ①身体的距離が十分にとれるとき
 - ②気温・湿度や暑さ指数が高いとき
 - ③体育の授業のとき

④定期的な清掃・消毒

- ・教室内は清掃により清潔な空間を保ち、机や椅子は清掃活動の一環として、担任または担任指導のもと児童生徒が水拭きを行う。大勢がよく触れる箇所は担任が毎日、アルコール消毒液と雑巾を使用して消毒する。
- ・校舎内共有部分の消毒は、アルコール消毒液を使用し養護教諭・看護師等が行う。

⑤登下校

<スクールバス>

- ・朝便のみ4便での運行とし、座席の間隔をあける。下校便についても、可能な限り、座席の間隔をあける。

- ・乗車前に非接触型体温計での検温と体調についての聞き取り確認を行う。
- ・停留所ごとに窓を開けて換気する。
- ・バスが到着後、担当者がバス内をアルコール消毒する。(朝便, 昼1便, 昼2便, 特別便とも)

<公共交通機関>

- ・利用時はマスクを着用する。できるかぎり人と距離をあけた席を利用すること、会話は控えること、顔を触らないこと、降車後(または学校到着後)速やかに手を洗うことなどを指導する。
- ＊ JR 四国, 阿南バスともに, 定期的な換気, 車両内の消毒, 使用可能な座席の制限等の感染防止対策を講じています。

<登下校時>

- ・下校時に福祉サービスの車両を待つ場合は, 玄関周辺に密集することなく間隔をあけて待つ。
- ・保護者送迎の場合, 引き継ぎや相談の時間をできるかぎり短縮する。

<自転車>

- ・人との距離を確保し, マスクをはずす。

⑥授業対応

- ・可能な限り感染症対策を行った上で, リスクの低い活動から徐々に実施を検討する。
- ・感染リスクが高いと考えられる活動は, 実施について慎重に検討する。
- ・大人数による集団の活動・運動を避け, 少人数やグループ分けでの活動を行う。人数に応じて広い教室または空いている教室を使って分散する等の工夫をする。
- ・間隔をあけた机の配置(1~2m間隔)で対面とにならないよう座席配置する。
- ・教材や教具を共有する場合は, 使用の都度消毒を行うのではなく, 使用の前後に手洗いを徹底する。
- ・間仕切りやアクリル板, フェイスシールドなどを活用し, 授業形態, 活動内容を工夫する。
- ・指導するうえでの身体的支援や近距離での見守り, 事故防止のための身体接触が必要な場合は, 児童生徒の安全を最優先に考え, 必要に応じて直接接触を行う。
- ・音楽: 歌唱指導や身体接触のある活動は控える。歌唱する場合は, マスクを着用し, 距離をあけて人の方に口が向かないようにする。
- ・体育: 接触が少ない活動とし, 間隔をあけて運動スペースを確保する。マスクを外し, 熱中症の症状や呼吸状態に十分注意する。
- ・家庭: 食材や調理器具を共有する調理実習はできる限り避け, 個々に自分用を作るなど工夫する。調理や試食の際は十分な感染防止対策を講じること。
- ・生単: 中庭や西部公園の遊具使用は児童生徒の実態に応じて判断する。使用前後は手洗い・手指消毒を行う。
- ・日生: 更衣室の使用は, 時間をずらしたり, 場所を変更したりして密にならない工夫をする。食後の歯磨き指導において, 教員の仕上げ磨きは行わない。

⑥給食

- ・食事場所を変更し, 食堂の密集を避ける。

小学部: 各教室 中学部: 食堂 高等部: 各教室	}	向かい合わせの席とせず, 距離をあけて同じ方向を向いて食べる。 食事前の手洗い・手指消毒・机等の消毒を徹底する。 配膳係は健康チェックを行い, 使い捨て手袋を使用する。
---------------------------------	---	--
- ＊アレルギー除去食対応の児童生徒について取り違えがないよう, 複数教員で確認する。

⑦行事等(12月末まで)

- ・校外学習については, 地域の感染状況, 児童生徒やクラスの実態に応じて, 実施を慎重に検討する。感染拡大状況に応じて, 延期や中止も検討する。

①感染リスクの高い場所は避け, 感染症対策を徹底している施設や屋外等で十分な身体的距離

がとれる施設（活動）を選択する。

②タクシーを利用する場合は、定員の半数程度の人数になるよう計画する。

③公共交通機関を利用する場合は、できるかぎり利用者の少ない時間帯とし、手洗い、手指消毒、マスクの着用、会話を控える等の感染症対策を行う。

④飲食の場面は感染リスクが高まることから、給食場面と同等の感染防止対策を講ずること。飲食店等を利用する場合には、座席の配置やテーブルの利用人数等を店舗に相談したり、店舗の感染拡大予防ガイドラインの実践状況を確認したりして、給食場面と同等の感染防止対策が可能であれば慎重に計画すること。

・高等部の就業体験の現場実習は、地域の感染状況を見ながら、施設の感染症対策に従い、2年生が9月と11月に、1年生が11月に行う。3年生は必要に応じて随時実施する。校内実習は3密を回避する等の感染症対策を講じて、11月に行う。

・身体計測、各種検診は、待ち時間を短くしたり、分散させて受診できるよう工夫する。

・給食見学会・試食会は中止。

・中学部の加茂谷中学校との交流及び共同学習は、11月中旬に実施の予定。

・小学部秋の遠足は小学部全体でのバスを使った遠足は中止。

・冬期休業期間を短縮して授業時数を確保する。冬休みは、12月26日（土）から1月5日（火）まで。

⑧昼休みや放課後の活動

・できるかぎり児童生徒同士が密接にかかわることのないようにする。

・放課後活動は屋外や体育館など広い場所で人と人の距離をとった活動とする。

⑨心のケア

・全ての教職員によるきめ細かな観察から、全ての児童生徒の状況を把握すること。必要に応じて関係機関につなぐ等適切に対応する。

⑩保護者・来校者の対応

・登校時や面談、行事等で校舎内に立ち入る保護者は、マスク着用、手指消毒、玄関または教室での検温をする。発熱や風邪症状が見られる場合は立ち入りを中止・延期する。

・来校者は玄関で名簿に記入し、マスクの着用と手指消毒、検温を行う。

⑪教職員の感染防止対策

・毎日の検温や体調確認を行う。発熱等風邪症状が見られるときは躊躇なく休みを取得する。

・職員室では、可能な限り他者との間隔を確保し、正面での会話を避ける。

・会議は距離を確保できる広い場所で行い、iPad等ICT機器を活用する。

(2)保護者をお願いすること

①毎朝夕自宅で検温し、健康状態を確認し、健康チェック表に記入して学校にお持ちください。

②発熱（37.5℃以上）等の風邪症状が見られるときは、学校を休み自宅で療養してください。症状の経緯を見ながら適切な医療機関の受診をお願いします。前日に発熱があった場合も翌日は自宅で様子を見て、十分回復してから登校させてください。また、同居のご家族に発熱等体調不良の方がいらっしゃいましたら担任までご連絡ください。（感染拡大注意レベルの場合は同居のご家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにお願いします。その場合、出席停止とし、欠席にはなりません。）

新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（R2.5.10時点／厚労省）

・比較的軽い風邪症状が続く

・息苦しさ、強いだるさ、高熱等いずれかの症状がある

③登校後も検温や体調観察を行います。在校中に発熱（37.5度以上）等ありましたら保護者

に連絡させていただきますので、お迎えをよろしくお願ひします。迎えまでの待機場所はひまわり館とし、養護教諭が対応します。

*学校で検温をした際、体調が良いにもかかわらず体温が日常的に 37.5 度前後ある場合は、一度病院を受診して異常がない旨の診断をしてもらってください。医師の診断をもって平熱が高いと判断します。

④可能な限りマスクを着用しての登校をお願いします。マスクはご家庭でご用意ください。

⑤手洗いの回数が増えると思いますので、清潔なハンカチやタオルを複数枚持たせてください。手洗い後の乾燥が気になるお子様は保湿剤等ご用意ください。また、アルコールでの手指消毒に過敏なお子様はご連絡ください。

⑥スクールバス内ではマスク着用、換気や消毒の対策をとります。乗車前の検温で37.5度以上の発熱がある場合は乗車できません。(平熱が高い児童生徒は、平熱+0.5度以上)

⑦公共交通機関利用の生徒については必ずマスクを着用させてください。また、可能であれば保護者送迎をお願いします。

⑧不要不急の県(感染拡大注意及び特定警戒地域)をまたぐ移動はできるだけ控えてください。

⑨次の場合は平日・休日にかかわらず速やかに学校まで連絡してください。

- ・児童生徒がPCR検査を受ける場合及びその結果が判明した場合
- ・児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
- ・児童生徒の同居する家族が感染した場合

⑩状況の変化によりまして、急な変更等をメールやHPで配信することがありますので、学校からのメールをご確認くださいますようお願いいたします。

*この対応策は本校ホームページにも掲載します。

*各学部、教科等ごとに、さらに詳細な対策を講じています。

*この対応策は9月18日現在のものです。今後の感染状況等により、適宜見直しを行います。

参考

①【出席停止の扱いについて】

	児童生徒本人の扱い	期 間
児童生徒が感染した場合	出席停止	感染が判明した日～治癒するまで
児童生徒が濃厚接触者と特定された場合	出席停止	濃厚接触者と特定された日～感染者と最後に接触した日の翌日から起算して14日目まで
同居する家族が感染した場合	出席停止	個々の事例ごとに対応

*その他、「出席停止扱い」とする場合

- ・児童生徒に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合
- ・同居の家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合
- ・児童生徒又は同居の家族がPCR検査を受ける場合
- ・保護者から相談があり、感染の可能性が高まっていると考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

②【臨時休業等の扱いについて】

児童生徒や教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で臨時休業を実施します。現在は、感染者が発生した後、1～3日の臨時休業を実施してから、学校を再開する例が一般的です。